

長野市高機能消防指令情報システム
調達支援業務仕様書

令和5年4月

長野市消防局

目次

第1章 総則

第1	適用	1
第2	目的	1
第3	資料の貸与	1
第4	守秘義務	1
第5	関係法令等の遵守	1
第6	業務従事者	2
第7	検査	2
第8	修補	3
第9	再委託	3
第10	疑義	3
第11	その他	3

第2章 業務概要

第1	目的	4
第2	対象システム	4
第3	計画準備	4
第4	要求事項確認・整理	4
第5	概算費用算出	5
第6	高性能消防指令情報システム設置箇所調査	5
第7	システム要求水準検討及び調達仕様書案作成	5
第8	R F C（意見招請）の実施支援	6
第9	システム参考レイアウト図面作成	6
第10	事業費積算	6
第11	技術提案評価に関する検討	7
第12	システム要求水準書案作成	7
第13	打合せ協議	7

第3章 納品成果等

第1	納入成果品	8
第2	納入場所	8
第3	納期	9

第4章 特記事項

第1	長野市公契約等基本条例に関する事項	9
----	-------------------	---

第1章 総則

第1 適用

本仕様書は、長野市（以下「発注者」という。）が実施する高機能消防指令情報システム更新整備に係るシステム調達支援業務（以下「本業務」という。）を受注業者（以下「受注者」という。）が実施する際の基本条件について定めるものとする。

第2 目的

本業務は、長野市が運用する高機能消防指令システム（Ⅲ型）の更新に関して、最新技術を用いて各種災害に対し、効果的に対応できるシステム構築を実現するための調達支援等を行い、工事発注の設計図書を作成するものとする。

第3 資料の貸与

- 1 発注者は、本業務を実施するにあたり、次に掲げる資料を受注者に貸与するものとする。
 - (1) 長野市高機能消防指令情報システム更新整備 基本計画
 - (2) 現行の高機能消防指令情報システムⅢ型の完成図書
 - (3) その他、発注者が必要と認める資料
- 2 受注者は、貸与された図書、その他関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに発注者に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書、その他関係資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万が一、損書した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。
- 5 受注者は、貸与品について、借用品目・数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出するものとする。

第4 守秘義務

- 1 受注者は、本業務により知り得た情報について、セキュリティ事故が発生しないよう適切に管理するとともに、発注者の許可なく外部に公表してはならない。
- 2 前項の確実な履行を担保するため、本業務に携わる者は、I SMS 認証登録を受けた部門に在籍を有するものであること。

第5 関係法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたっては、次の各号に掲げる関係法規等を遵守しなければならない。

- (1) 電波法及び関係法令
- (2) 信越総合通信局における技術審査基準

- (3) 建築基準法及び関係法令
- (4) 消防法及び関係法令
- (5) 電気設備に関する技術基準
- (6) 発注者の関係条例及び諸規程
- (7) 日本工業規格
- (8) 日本技術基準規格
- (9) 建築物荷重指針
- (10) 日本蓄電池工業会規格
- (11) 電気通信設備工事共通仕様書
- (12) 非常通信確保のためのマニュアル
- (13) 気象業務法
- (14) その他関係法令等

第6 業務従事者

- 1 受注者は、自社に在籍し、過去5年間に受注者の元請業務において、高機能消防指令情報システムⅢ型、消防救急デジタル無線システムの調達支援業務、若しくは実施設計業務に従事した経験を有するもの（以下「経験技術者」という。）を主担当技術者として選任し、発注者に届け出るものとする。
- 2 受注者は、主担当技術者以外にも1名以上の経験技術者を担当技術者として配置するものとする。
- 3 受注者は、本業務に従事する者全員を記載した「業務従事者届」を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、指令システムメーカー（指令システム販売代理店を含む）からの出向者を本業務に従事させてはならない。

第7 検査

- 1 受注者は、契約書の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備を完了し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとする。なお、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 発注者は、受注者の主担当技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 業務等成果品の検査
 - (2) 業務等状況の検査業務等の状況について、議事録等により検査を行う。

第8 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は、発注者の指示に従うものとする。
- 4 発注者が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書の規定に基づき、検査の結果を受注者に通知するものとする。

第9 再委託

- 1 受注者は、次の各号に掲げる「業務の主たる部分」については、これを再委託することはできない。
 - (1) 本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し、本業務の実施について、適切な指導、管理のもとに実施しなければならない。

第10 疑義

受託者が本仕様書の記載事項について、疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議して決めるものとする。

第11 その他

- 1 受注者は、R F I（情報提供依頼）による情報提供等の発注者が許可する情報提供依頼を除き、指令システムメーカー（指令システム販売代理店を含む）から本業務に対する無償協力を得てはならない。
- 2 受注者は、令和6年度に長野市が発注する高機能消防指令情報システム更新整備事業について再委託先（再々委託等も含む）、機器・材料等の購入先等として参画することはできない。

第2章 業務概要

第1 目的

本業務は、長野市が整備する高機能消防指令情報システムの更新調達にあたり、発注者が策定した長野市高機能消防指令情報システム更新整備基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき、高機能消防指令情報システム更新業務（以下、「システム更新業務」という。）プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の基礎となる資料の作成を行うことを目的とする。

第2 対象システム

- 1 本業務において、対象とするシステムは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 高機能消防指令情報システムⅢ型
 - (2) 支援情報システム（消防OA：総務・予防・警防・署所事務等）
 - (3) 消防救急デジタル無線システム（指令システムとの連携）
 - (4) その他高機能消防指令情報システムと一体で構築するサブシステム
- 2 対象システムの構成案については、基本計画を参照するものとする。
- 3 現行の消防救急デジタル無線設備と連携するものとする。

第3 計画準備

- 1 受注者は、作業に先立ち、貸与資料等により発注者の現状業務運用状況の確認を行うとともに、作業に使用する各種資料の準備を行うものとする。
- 2 受注者は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、書面により提出し発注者の承認を得るものとする。

第4 要求事項確認・整理

- 1 受注者は、基本計画を熟読し、必要に応じて発注者に対しヒアリングを実施し、システム構成と要望・課題事項について整理を行うものとする。
- 2 課題事項の解決策検討において指令システムメーカーの先進技術情報が必要となる場合は、RFI（情報提供依頼）を実施し、複数メーカーから情報を収集し、情報提供を受けた先進技術の有効性の評価を行うものとする。
- 3 受注者が、過去1年以内にⅢ型以上の高機能消防指令システム調達支援業務において、RFI（情報提供依頼）及び先進技術の有効性評価を実施している場合は、RFI（情報提供依頼）の実施は省略するものとする。ただし、受注者の持つ先進技術情報が不足している、若しくは、特定メーカーに偏っていると発注者が判断した場合は、省略できない。

- 4 要求事項確認書は、システム機器構成確認表とシステム詳細要望確認表により構成するものとし、ヒアリング結果等を踏まえ、基本計画から見直し検討を行い、再整理を行うものとする。

第5 概算費用算出

- 1 受注者は、要求事項確認書をもとに協議・調整の上、見積条件書を作成し、システムメーカー等から見積りを徴収し、メーカー見積額について受注者の過去の同種業務の実績値との照らし合わせにより、妥当性の精査等を実施し、システム整備予算要求用の概算費用算出を行うものとする。
- 2 概算費用積算にあつては、現在の広域受託体制及び将来の共同運用等を見据え、負担割合の算出の参考とするため、設備ごとに分けて算出を行うものとする。
- 3 概算費用の算出期限は、8月31日までとする。
- 4 見積りは、令和6、7年度実施予定のシステム更新業務及び令和8年度以降の保守管理業務について徴収するものとする。
- 5 見積り依頼における保守条件については、現行システムの保守条件を前提とする。

第6 高機能消防指令情報システム設置箇所調査

- 1 受注者は、高機能消防指令情報システムが設置されている通信指令室、機械室、電気室等及び機器の設置において、問題が生じる可能性があると考えられる署所等の端末装置設置予定場所について、庁舎平面図等を収集するなど、机上調査及び保守業者へのヒアリングを行い、新システムへの切替方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、調査報告書に取りまとめるものとする。
- 2 調査報告書は、システム整備事業者が据付詳細設計を行うための参考資料として、調達時の設計図書に現行システムの竣工図面と併せて添付することを前提とする。

第7 システム要求水準検討及び調達仕様書案作成

- 1 受注者は、要求事項確認書及び先進技術の有効性の評価をもとに、システム要求水準の検討を行い、その結果をプロポーザル実施にあたり、参加業者に提示する調達仕様書案として取りまとめるものとする。
- 2 受注者は、概算費用算出確認結果を踏まえ、新システム装置構成案について、見直し検討を行うものとする。
- 3 受注者は、新システムにおけるハードスペック要求水準について、検討を行うものとする。
- 4 受注者は、システム詳細要望確認表をもとに、システム機能要求水準の検討を行うものとする。

- 5 システムメーカー等から個別に提案資料等を受け取った場合、その活用にあつては、必ず発注者の承諾を得ることとする。
- 6 調達仕様書案は、次の各号に掲げる項目について記載するものとする。
 - (1) 総則
 - (2) 共通条件
 - (3) システム構成
 - (4) システム要求仕様条件
 - ア 機能仕様条件
 - イ 構造仕様条件
 - ウ 機器仕様条件
 - (5) 詳細設計業務条件（システム及び工事）
 - (6) 据付・調整（工事）条件
 - (7) 瑕疵担保対応・保守対応条件
- 7 受注者は、現行システム保守条件をベースとして、保守仕様書案を作成するものとする。

第8 R F C（意見招請）の実施支援

- 1 受注者は、発注者が実施する調達仕様書案に関する意見招請（以下「R F C」という。）について、意見招請書案の作成を行うものとする。
- 2 受注者は、発注者が実施するR F Cについて、質疑及び意見に対する回答作成の支援を行うものとする。
- 3 発注者は、R F Cにおける意見回答を受け、必要に応じて調達仕様書案の修正を行うものとする。

第9 システム参考レイアウト図面作成

本章第6の調査結果を踏まえた上で、次の各号に掲げる図面を作成するものとする。

- (1) 通信指令室、機械室、電気室等機器レイアウト図
- (2) システムネットワーク構成図
- (3) その他必要図面

第10 事業費積算

- 1 受注者は、調達仕様書案の条件に基づき、システムメーカーから再度見積書を徴収し、プロポーザル等の提案と同様なシステム更新業務の上限価格と保守業務の参考価格設定のための事業費積算を行うものとする。なお、見積徴収業者数については、原則発注者の規定に従い、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

- 2 見積徴収にあたって受注者は、メーカーに対する依頼書の素案を作成し、発注者に提示するものとする。なお、見積依頼は、発注者名義により発注者が実施する。
- 3 見積依頼は、調達仕様書案に関する R F C と同時に実施する。

第 11 技術提案評価に関する検討

受注者は、プロポーザル等の提案における技術提案依頼項目及び評価基準について、発注者と協議を行い、次の各号に掲げるものを作成するものとする。

- (1) 技術提案実施要領書案
- (2) 技術提案評価基準案

第 12 システム要求水準書案作成

受注者は、調達仕様書案をベースに、前条における検討を反映し、次の各号に掲げる項目欄により構成される「システム要求水準書」の素案を E X C E L シートにて作成するものとする。なお、本要求水準書案は、プロポーザル等の提案参加事業者に提示し、回答を記入させることを前提として作成するものとする。

- (1) 装置区分
調達仕様書案の記載区分によるものとする。
- (2) 要求仕様内容
装置区分ごとの機能仕様、機器仕様及び構造仕様について、発注仕様書案の記載内容を転記するものとする。
- (3) 要求レベル（重要度）
要求仕様毎の重要度について、第 6 での検討結果に従い記載するものとする。
- (4) 実現方法入力欄
各要求仕様に対する実現方法について、プルダウンにより選択できるものとする。
ア 標準パッケージ対応
イ カスタマイズ対応
ウ 提案による代替対応
エ 実現不可
- (5) 実現方法の補足事項記載欄
提案による代替対応の詳細を記載できるものとする。

第 13 打合せ協議

- 1 打合せ協議は、原則月 1 回以上実施するものとする。ただし、電子メール等の活用により割愛できると発注者が認める場合は、この限りではない。

- 2 打合せ協議には、主担当技術者若しくは第1章第6に規定する主担当技術者と同等の業務従事実績を有する担当技術者が必ず出席するものとする。
- 3 打合せ協議は、セキュリティの確保されたWeb会議システムを活用したTV会議によることも可能とするが、次の各号に掲げる打合せ協議については、特段の事情がない限り、対面方式によることを原則とする。
 - (1) 初回打合せ
 - (2) 要求事項確認書整理結果の説明時（概算見積依頼前）
 - (3) 調達仕様書案初版説明時
 - (4) 評価基準案初版説明時
 - (5) 業務完了報告時

第3章 納品成果等

第1 納入成果品

本業務における成果物は、次の各号に掲げる項目とし、製本で各2部、電子媒体（CD-R等）で2部納入するものとする。

- (1) 要求事項確認書
- (2) 先進技術調査及び有効性評価報告書（RFIを実施した場合のみ）
- (3) システム設置条件書
- (4) 概算事業費積算書
- (5) システム設置箇所調査報告書
- (6) 調達仕様書案
- (7) システム参考レイアウト図
- (8) 事業費積算書
- (9) RFC 意見招請書案
- (10) RFC 質疑回答案
- (11) 技術提案実施要領書案
- (12) 技術提案評価基準案
- (13) システム要求水準書案
- (14) 打合せ議事録
- (15) その他必要書類

第2 納入場所

本業務の納入場所は、以下のとおりとする。

長野市消防局通信指令課

第3 納期

本業務の納入期限は、以下のとおりとする。

令和6年3月31日

第4章 特記事項

第1 長野市公契約等基本条例に関する事項

- 1 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示するものとする。
- 2 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結するものとする。
- 3 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出するものとする。なお、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出するものとする。